

第 6 編 広域避難対策計画

第1節 広域避難対策

1. 目的

広域的で大規模な災害が発生した場合には、県内外からの避難者（以下「広域避難者」という。）を受入れることが想定される。このため、広域避難者の受け入れに迅速に対応できるよう、受入体制を整備する。そして、被災した県又は市町村等から応援要請があった場合は、要請内容に基づき、市内の被災状況を勘案しながら広域避難者の受け入れに努める。

2. 対策（総論）

（1）事前の広域避難対策

- ① 避難所を指定する際に併せて、広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることが出来る避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- ② 広域一時滞在の用に避難所を供することについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- ③ 大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、受入方法の検討に努める。

（2）発災時の広域避難対策

- ① 国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策（市外における応急活動を含む）を行うため、特に必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、本市地域防災計画の職員動員計画に準じた対応を行うものとする。
- ② 広域避難者の受け入れが想定される場合、被災県又は市町村等と密接に連携を図り、避難者数や避難者の住所等の情報収集に努める。
- ③ 避難所の中から収容可能な施設を選定して避難所を開設し、広域避難者を受入れる。
- ④ 被災市町村と連携し、受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

3. 協議・検討中の対策（各論）

（1）原子力災害に係る広域避難対策

① 受入体制等

原子力災害に係る福井県及び京都府からの広域避難については、平成26年3月に関西広域連合において「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が策定され、福井県おおい町からの広域避難者約4千4百人を本市で受入れることとなっている。

本市における広域避難の受け入れが迅速かつ円滑に行われるよう、事前の準備や受け入れに必要となる具体的な対応等について、内閣府策定「大飯地域の緊急時対応」及びおおい町策定の「原子力災害時における住民避難計画」を踏まえ、伊丹市の「原子力災害発生時における広域避難者受入れマニュアル(平成30年8月)」を策定した。

② 訓練等

実際の事案に備え、本市でも国が実施する原子力防災訓練等にあわせ、本マニュアルを活用した受入訓練を実施し、事態が発生した場合に的確に受入対応することが出来るよう努める。また、受入対応の基本は、避難所運営となるため、避難所の施設管理者や避難部等は訓練に参加するよう努めるものとする。

また、訓練等により明らかになった課題等を踏まえ、適宜、マニュアルの修正等必要な見直しを図る。

（2）南海トラフ地震に係る広域避難対策

本市は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月27日施行）」において、南海トラフ地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがある地域として「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けた。

なお、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最大級マグニチュード9クラスの地震により、震度6弱と想定されている。

兵庫県発表の浸水想定（平成25年12月24日公表）では、この地震が発生した場合、津波による本市への直接的な被害は無いものの、阪神南地域では甚大な浸水被害が考えられ、多くの広域避難者の発生が予想されたことから、「阪神地区広域避難計画研究会」において、避難に係る課題の抽出及び対応策の検討が行われた。

結果、「阪神地区広域避難計画研究会」の活動報告において、一定期間被災者が避難生活を送る避難所避難者については、市町域を超える広域避難を他市町に要請するような事態は想定しにくく、各市の避難所で収容可能であるという見込みが推計上明らかとなった。一方、発災から2時間以内という津波からの緊急避難については、避難元市から避難先市に対する個別の協力要請の実施等、越境緊急避難が検討課題となったため、引続き被害想定の変動や検討結果を踏まえ、避難元市との連携等対策を講じていく。